

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	石坂 智幸	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	公害規制費（28-01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44 年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。				
対象者等	区民、事業者等				
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>				
経過	<p>昭和44年4月 「公害課発足」、同年7月 「東京都公害防止条例」公布。</p> <p>昭和45年4月 「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される）</p> <p>平成13年4月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。</p> <p>平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。</p> <p>平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定</p> <p>平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行</p>				
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、公害発生源者に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	505	711	716	1,076	1,149	875	686	
決算額（22年度は見込み）	234	566	586	976	900	619	686	
人件費			56,016	44,710	33,715	30,663		
【事務分担量】（%）			800	645	455	415		
合計（ + ）	234	566	56,602	45,686	34,615	31,282	686	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	164	126	121	134	119	68		
一般財源	70	440	56,481	45,552	34,496	31,214	686	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	工場認可件数	16	24	11	16	14	8	
	工場等現場立入調査回数	309	483	671	451	201	242	
	公害発生に対する苦情件数	125	177	190	212	171	236	
	各種届出受付件数	575	616	643	700	496	538	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	公害規制用消耗品	222	公害規制用消耗品	331	公害規制用消耗品	133
	一般需用費	測定機器修繕	0	測定機器修繕	0	測定機器修繕	60
	委託料	測定機器法定点検	151	測定機器法定点検	46	測定機器法定点検	54
	備品購入費	真空ポンプ	70	騒音計	242	悪臭・有害ガス調査	439
		レベルレコーダー	456				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	工場完了届提出率	64% (7/11)	60% (9/15)	93% (13/14)	-	100%	工場認可後の認可件数に対する完了届提出率を高める

(問題点・課題)	<p>最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがある。 例：ドバトへの餌やり行為に対する苦情、マンション等同一建物内の騒音など生活騒音に関する苦情、空き地の雑草等の管理の方法に対する苦情など。 また、マンション建設工事等の反対に起因する苦情等、解決までの期間が長期にわたる例もでている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
上記の問題点に対して、環境課だけではなく、関係各課と問題を共有化し、連携して苦情の早期解決を図っていく。	苦情の早期解決により、区民の満足度が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	谷本 真一	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	大気汚染対策費（28-01-06-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 45 年度		根拠法令等	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、ダイオキシン類対策特別措置法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準				
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。 光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。 光化学オキシダントや浮遊粒子状物質などの大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 区民 自動車を保有・管理している各所管課 				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する。） 測定項目：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄など9項目 区内の測定地点：第六瑞光小学校屋上 浮遊粉じん及び金属成分等調査 調査項目：浮遊粉じん、鉄、亜鉛、鉛、発がん性物質の多環芳香族炭化水素など11項目、年6回 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 酸性雨調査（一雨ごとに調査） 調査項目：水素イオン濃度、塩素イオン、硝酸イオン、硫酸イオンなど6項目 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 眺望調査（大気汚染状況の把握のために、土・日・休日を除く毎朝調査している。） 調査対象：富士山、新宿超高層ビル群など、遠近7カ所を対象 調査地点：区役所8階 光化学スモッグ対策 光化学スモッグ情報などの発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区内全域に対しては防災無線などで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはファクシミリで通報することにより、被害の発生を未然に防ぐ。 区公用車の低公害車導入率調査及びその啓発。 ダイオキシン類の情報収集。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止 浮遊粉じん及び金属成分等調査 S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託） 酸性雨調査 H6～ 眺望調査 H8～ 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線⇒同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供⇒都から区を通じたの情報提供に変わった。 				
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 大気汚染状況の把握、2浮遊粉じん及び金属成分等調査は委託で実施した。（22年度委託料510（千円）年6回） 酸性雨調査（非常勤）、3眺望調査（非常勤）、4光化学スモッグ対策（非常勤） 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	5,831	2,211	1,661	1,440	1,214	1,213	959	
①決算額（22年度は見込み）	5,793	1,430	1,167	1,015	804	1,046	959	
②人件費			14,243	6,770	5,333	2,443		
【事務分担当】（%）			210	115	95	75		
合計（①+②）	5,793	1,430	15,410	7,785	6,137	3,489	959	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	5,793	1,430	15,410	7,785	6,137	3,191	959	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	浮遊粉じん・酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要費	調査用器具及び薬品	47	調査用器具及び薬品	64	調査用器具及び薬品
一般需用費	備品等修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	30	
委託料	浮遊粉じん等調査委託	757	浮遊粉じん等調査委託	684	浮遊粉じん等調査委託	870	
備品購入費	測定機器	0	測定機器	298	測定機器	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	① 環境基準達成状況 (二酸化硫黄 SO ₂)	○	○	○	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成
	② 環境基準達成状況 (一酸化炭素 CO)	○	○	○	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成
	③ 環境基準達成状況 (浮遊粒子状物質 SPM)	○	○	○	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成
	④ 環境基準達成状況 (二酸化窒素 NO ₂)	○	○	○	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成
	⑤ 環境基準達成状況 (光化学オキシダント O _x)	×	×	×	—	○	○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

（指標区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内における現在の主な大気汚染の原因は、自動車からの排出ガスである。よって、低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。 ・ 大気汚染調査を行う義務は、原則として特別区にはないものの、大多数の区が各種の大気汚染調査を実施している。
--------	--

（実施状況）	<p>（実施区 未実施区） ※平成19年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 20区 未実施 2区 ※荒川区は実施なし（H9年度廃止） ・ 粉じん中の重金属調査 実施 7区 未実施 15区 ※荒川区は実施 ・ 酸性雨調査 実施 8区 未実施 14区 ※荒川区は実施
--------	--

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	継続して各種調査などを実施し、区内の大気汚染状況を把握し、調査結果を速やかに公表し周知を行う。	区民の大気環境への関心を高めるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの削減が期待できる。
②	低公害車の導入及び適正管理について、庁内各所管課や区民などに対し、「東京都低公害車適合ステッカー」貼付の呼びかけなどの啓発を行う。	大気汚染物質の削減について意識の向上を図ることができる。
③	大気汚染常時測定については、大気汚染防止法第22条で都道府県の事務と規程されている。そのため特別区に測定局設置及び測定義務はないが、都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する必要がある。	大気汚染常時監視測定局の適正配置につながる可能性がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	継続して環境調査を行い、大気汚染状況の経年の把握をする必要がある。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の大気測定局数について（19年3定）
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	水質汚濁対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	谷本 真一	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	水質汚濁対策費(28-01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。				
対象者等	隅田川水系周辺に居住する住民				
内容	<p>1 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成21年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率66%（8/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率83%（10/12）であった。</p> <p>2 隅田川の底質調査（環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目 調査地点：尾竹橋・年1回</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、講演会の開催、情報交換などである。</p>				
経過	<p>1 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年から2地点、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>2 隅田川の底質調査 平成2年度に白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各1回で調査開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</p> <p>平成4年以降、一級河川と同じ名称または一級河川の流域にある全国の市区町村が集まり、全国川サミットとしてイベントを毎年一回実施している。荒川区は平成19年第16回（開催地：江戸川区）・平成20年第17回（開催地：群馬県みなかみ町）に参加した。</p>				
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意欲の増進のため、調査など事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託により実施（委託料：275千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		923	931	1,243	1,431	1,155	679	786
決算額（22年度は見込み）		879	739	726	681	855	593	786
人件費			5,694	6,456	4,758	4,723	3,258	
【事務分担当】（%）			95	90	70	70	60	
合計（+）		879	6,433	7,182	5,439	5,578	3,851	786
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		879	6,433	7,182	5,439	5,578	3,851	786
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	計 水質・底質	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	水質調査用消耗品	87	水質調査用消耗品	42	水質調査用消耗品	60
	印刷製本費	印刷製本(隅田川パンフ)	311	印刷製本(隅田川パンフ)	276	印刷製本	0
	委託料	水質検査分析委託	283	水質検査分析委託	275	水質検査分析委託	386
	委託料	隅田川パンフ		隅田川パンフ		隅田川パンフ	340
	職員旅費	川サミット参加旅費	73	川サミット参加旅費	0	川サミット参加旅費	0
	負担金及び交付金	全国川サミット参加負担金	100				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	尾竹橋における生物化学的酸素要求量(BOD) 達成状況			× (83%)			: 環境基準達成 × : 環境基準未達成

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年度から協議会合同で隅田川浄化のための啓発用パンフレットや手帳等の作成・配布事業を続けてきたが、平成15年度からは各区独自に行うことになった。このため、平成18年度以降は荒川区独自で啓発パンフレット「わたしたちの隅田川」を作成し、区内全小学3年生に配布した。今後は、さらに内容の充実を図る必要がある。 都は、小台橋・白鬚橋・両国橋等において毎月水質調査を行っており、特に小台橋は環境基準点になっている。これらの調査結果を速やかに区民へ周知し隅田川の水質に関心を持ってもらう必要がある。 隅田川水系浄化対策連絡協議会は、昭和53年度に発足し30年経過した。要請行動は、平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を続けていく必要がある。
	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	隅田川啓発パンフレット「わたしたちの隅田川」の内容を、親しみのわくものとする。	隅田川を通して環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進を図る一助となる。 水辺に親しむための情報発信となる。
	水質調査を継続し、都の測定結果などと比較検討することで、隅田川の水質状況を把握する。 また、調査結果を速やかに公表し、水質状況の周知を図る。	隅田川の水質の現状把握が図れる。 水辺に親しむきっかけとなる。
	隅田川水系浄化対策連絡協議会9区による勉強会などを通じ、連携をはかる。	各区横断的な隅田川の浄化対策が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

議（要質問） 況（要質問） 状	なし
-----------------------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	騒音・振動対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	渡邊 恵男	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	騒音・振動対策費(28-01-08-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。				
対象者等	区民				
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点などにおいて調査を実施し、実態を把握するとともに調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、背後地の状況 騒音と交通量の測定時間は24時間。 平成21年度調査地点：国道4号(南千住二丁目)、言問大谷田線(南千住三丁目)の2地点。 平成21年度の調査結果は、昼間は2地点とも環境基準を達成したが、夜間は言問大谷田線のみ達成した。 平成22年度調査地点は、明治通り、尾久橋通りの2地点の予定。</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 騒音と振動の測定時間は、原則として96時間。 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り(2地点)、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点。 平成21年度の調査結果は、日光街道(昼間)、尾久橋通り(昼間・夜間)2地点、尾竹橋通り(昼間、夜間)、旭電化通り(昼間・夜間)を除いて、環境基準を超えた。 平成22年度調査地点は、平成21年度と同じである。</p> <p>3 新幹線鉄道騒音調査 調査時期：3年ごとに実施 平成20年度に新幹線鉄道騒音調査を実施し、次回は平成23年度の予定。</p> <p>4 必要に応じて、在来線鉄道騒音調査を行う。</p>				
経過	<p>自動車騒音の常時監視 H15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、H元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>新幹線鉄道騒音調査 S60・61年度、H2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。</p> <p>その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、H16・21年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。</p>				
必要性	区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>自動車騒音常時監視 全部委託 委託料(予算額) 972千円</p> <p>道路交通騒音・振動調査 新幹線鉄道騒音調査 その他調査 直営</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,719	3,045	3,142	2,204	1,600	1,148	1,075	
決算額(22年度は見込み)	2,094	2,078	1,495	1,203	1,600	1,047	1,075	
人件費		11,874	7,310	5,185	6,147	3,909		
【事務分担量】(%)		145	100	75	90	75		
合計(+)	2,094	13,952	8,805	6,388	7,747	4,956	1,075	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,094	13,952	8,805	6,388	7,747	4,956	1,075	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	自動車騒音の常時監視	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	道路交通騒音・振動調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	新幹線鉄道騒音調査		実施			実施		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	自動車騒音振動調査	12	自動車騒音振動調査	12	自動車騒音振動調査	12
	一般需用費	消耗品購入	16	消耗品購入	23	消耗品購入	31
		物品修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	60
	委託料	自動車騒音常時監視	966	自動車騒音常時監視	1,012	自動車騒音常時監視	972
		騒音計点検	51	騒音計点検	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	自動車騒音環境基準達成状況	昼:3/7	昼:2/7	昼:5/7		昼:7/7	分子：達成地点数 分母：調査地点数（7地点）
		夜:0/7	夜:0/7	夜:4/7		夜:7/7	
標	常時監視環境基準達成率	昼99.4	昼100	昼100		昼:100	評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合（単位：％）
		夜97.7	夜100	夜80.3		夜:100	

（問題点・課題分析）	・現状の実態と経年的変化を把握するために、継続的に調査をしていかなければならない。
他区の実況	（実施区 未実施区） 自動車騒音の常時監視 実施 22区 道路交通騒音・振動調査 実施 22区 鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区 荒川区は実施予定

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
適切な調査区間を選定し、継続的に調査を実施する。	騒音対策を講じるための基礎資料となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	基礎資料として必要なため継続していく。

議（要質問） 況（要質問）	なし
------------------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	菅野 修一郎	内線	内線 483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	特殊有害物質処分費(28-01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業	(22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
終期設定	有	無	22年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、确实かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。				
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物				
内容	<p>PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること、並びにわが国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、PCB廃棄物の保管、処分等について、特別措置法による規制が行われた。</p> <p>（特別措置法の概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB廃棄物の処理計画の策定 ・ PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出 ・ 法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分 <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により、処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を予定していた。しかし、平成19年度の日本環境安全事業㈱の説明会（8月3日実施）で受入れが困難であることが報告され、平成19年度の処理ができなかった。</p> <p>平成20年度になって高圧コンデンサ17台を処分した。</p> <p>平成21年度になって高圧コンデンサ17台を処分した。</p>				
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台（362kg）を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台（320kg）を処分</p>				
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>日本安全事業㈱（100%政府出資）に処分を委託する。微量PCB汚染廃棄物（PCB濃度0.5mg/Kg以下）は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。認定施設は、平成22年7月現在ないが、今後、認定施設ができ次第、処理を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			43,200	21,600	12,000	10,096	4,730	
決算額（22年度は見込み）			0	0	9,378	9,458	4,730	
人件費				0	2,965	4,724		
【事務分担当】（%）				0	35	70		
合計（+）	0	0	0	0	12,343	14,182	4,730	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	43,200	21,600	12,343	14,182	4,730	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	PCB廃棄処分			未実施	実施	実施	実施	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		役務費	特殊有害物質運搬費	210	特殊有害物質運搬費	334	特殊有害物質運搬費
委託料	特殊有害物質処分委託	9,169	特殊有害物質処分委託	9,124	特殊有害物質処分委託	4,080	
					PCB定量分析	250	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	PCB廃棄物の区保管量（kg）	8,594	8,594	8,232	7,872	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 安定器の処分方法が確立されていないため、当分の間適切に保管しなければならない。 微量PCB汚染廃棄物は5台あるが、現在認定処分施設がないため、しばらく保管しなければならない。 未処理の高圧コンデンサー2台を処分する。
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>処分事業者が1社であるため、他の22区も同様の状況である</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
安定器の処分時期が未確定のため、適切に保管されているか定期的に保管状況を確認する。	安全の確保（危害防止、漏洩防止）が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に処理する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	菅野 修一郎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	生活環境審査会運営費（28-01-02-03）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 21年度 ○ 20年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	<p>・ 区は「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行した。この条例は、区民等に対し、健康で快適な生活を阻害する行為の防止について必要な事項を定めたものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">条例の適用図</p> <p>被害が発生している周辺住民からの申出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>区が実態調査し、必要がある場合には、荒川区生活環境審査会の意見を聴いた上で立入調査を行う 立入調査の拒否、虚偽の回答等をした時は罰金</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実態調査や立入調査の結果、区が周辺住民の生活環境に係る被害を防止する必要があると判断したとき、勧告を行う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>勧告に従わない時は、期限を定めて命令を出すために審査会意見を聴く</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>期限を定めて命令をだす。命令に違反した時は、警察に告発する</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>■ 給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより不良状態を生じさせることを禁止します。</p> <p>■ 給餌による不良状態とは、次の三つの条件がそろった状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境に係る被害が生じていること ・ 複数の住民から苦情の申出があること ・ 周辺住民の間で被害の発生が共通認識になっていること <p>■ 廃棄物等による不良状態の禁止 土地または建築物を所有し、占有し、または管理する物は、その土地等を廃棄物等による不良状態にすることを禁止します。</p> </div> </div>				
経過	平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置				
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。				
実施方法	1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						1,175	663	
①決算額（22年度は見込み）						327	663	
②人件費						2,158		
【事務分担量】（%）						30		
合計（①+②）	0	0	0	0	0	2,485	663	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	2,485	663	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	委員報酬			審査会委員報酬	101	審査会委員報酬	304
	特別旅費			委員会出席者旅費	3	委員会出席者旅費	39
	食糧費			審査会賄い（お茶等）	1	審査会賄い（お茶等）	6
	一般需用費			迷惑防止ポスター印刷	0	迷惑防止ポスター印刷	0
	役務費			会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	104
	委託料			迷惑防止パンフレット作成	222	迷惑防止パンフレット作成	210

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題）	健康で快適な生活環境を守るため、「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月から施行となった。この条例の運用等による迷惑行為の解決が課題である。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
① 迷惑行為への対応は、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。	問題の共有化が進み、早期解決が図られる。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取組である。

議会議決（要旨）	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
----------	--